

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年10月11日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

平成28年度世田谷区版 Free Wi-Fi サービス提供業務委託

#### (2) 業務内容

対象の施設に対して、世田谷区版 Free Wi-Fi 用アクセスポイント(以下、「AP」という。)を設置するとともに、これらを運用するためのサーバ、ネットワーク等のインフラ環境を整備し、外国人旅行者及び区への来訪者等に対して Free Wi-Fi サービス(以下、「Wi-Fi サービス」という。)を提供する。なお、Wi-Fi サービスは誰でも無料で利用可能なものとし、本区固有の SSID (Service Set Identifier) による接続を可能とすること。また、本区以外の Free Wi-Fi 提供主体と連携したサービス提供にも対応可能なサービスを提供すること。なお、電気通信役務の提供は受託者によるものとし、本区は電気通信事業者の登録は行わない。(予定施設数: 6、予定施設における想定設置フロア数: 36、予定設置エリア数: 1(三軒茶屋駅周辺) 設置作業には施設内配線作業を含む。)

世田谷区版 Free Wi-Fi 利用者向けポータルサイト、リダイレクト先ページ及び利用促進コンテンツ(パンフレット、ステッカー等)を作成し、普及促進を図る。

AP へのアクセス状況等を収集、分析し、利用者のニーズを把握、報告する。

サービス全体の保守・運営等を行う。

利用環境の構築に係る図面等を提出する。

#### (3) 履行期間

平成28年12月下旬から平成29年3月31日まで

上記期間には「世田谷区版 Free Wi-Fi サービス」提供準備作業を含むものとし、同サービスの外部提供は遅くとも平成29年3月21日 までには開始するものとする。

業務の運用状況により、上記期間経過後も引続き同じ事業者と委託契約を締結する場合がある。ただし、一定期間経過後に本事業の効果等を検証し、サービスの見直し、再検討を行う場合がある。

上記 の場合、契約は単年度ごととし、各年度の予算配当があること、及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

### 2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

- ( 2 ) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- ( 3 ) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること、または契約時までには有する見込みであること。
- ( 4 ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- ( 1 ) サービス提供体制構築の実現性・実効性
- ( 2 ) 本区以外の Free Wi-Fi 提供主体と連携したサービス提供の実現性・実効性
- ( 3 ) 訪区者等の利便性と通信の安全性のバランスが取れたサービス内容
- ( 4 ) 訪区者等の利便性を踏まえたコンテンツの提案等
- ( 5 ) 利用者データの収集・分析手法の具体性
- ( 6 ) サービスの保守・運営体制の信頼性
- ( 7 ) 経費の妥当性

### 5 手続等

#### ( 1 ) 担当部課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻二丁目 23 番 1 号

世田谷区地域行政部情報政策課

電話：03-3439-1511 ファクシミリ：03-3439-2541

E-mail：SEA01000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

#### ( 2 ) 説明書（実施要領、提案要求仕様書）の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成 28 年 10 月 11 日（火）から 10 月 25 日（火）まで  
（土日祝日を除く。午前 9 時～午後 5 時まで）

イ 場所 以下 2 部署にて交付する。

- ( 1 ) 部署：世田谷区地域行政部情報政策課  
（世田谷区事務センター）

住所：〒154-0016 世田谷区弦巻二丁目 23 番 1 号

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

- ( 2 ) 部署：世田谷区政策経営部政策企画課  
（世田谷区役所第一庁舎 3 階）

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

電話：03-5432-2035 FAX：03-5432-3047

ウ 方法 来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。

#### ( 3 ) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成 28 年 10 月 25 日（火）午後 5 時まで（必着）

イ 申込先 5（2）に同じ。

ウ 方法 別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び地方公共団体への導入実績等を明記のうえ、5（2）に記載の 2 部署いずれかに持参または FAX により提出すること。  
（郵送不可）

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成28年11月21日(月)午後5時まで(必着)

イ 場所 部署：世田谷区地域行政部情報政策課  
(世田谷区事務センター)

住所：〒154-0016 世田谷区弦巻二丁目23番1号

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

E-mail：SEA01000@mb.city.setagaya.tokyo.jp

ウ 方法 持参に限る。また、提案書データ(PDF形式)を電子メール  
または電子媒体(CD-R 1枚)で提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(本件受託者については、契約の履行状況及び来年度世田谷区予算配当状況等により、本件に直接関連する来年度実施予定業務について、本件受託者との間で特命随意契約による委託契約を締結する場合がある。)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。